

別表 6 鳥獣被害対策基盤支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容
設 備 備 品	設備及び物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に要する経費
消 耗 品	原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の購入に要する経費
旅 費	資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等に要する経費
謝 金	資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費
賃 金	資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために雇用した者等に対する実働に応じた対価
役 務 費	機械又は器具の保守又は修繕、翻訳、鑑定、設計、分析等に要する経費
委 託 費	調査の実施及び取りまとめデータ記帳等定型的業務を他の者に委託するのに要する経費
請 負 施 行 費	請負人が仕様書又は実施計画書に基づき、事業の一部分を実施するのに要する経費
そ の 他	文献購入費、通信運搬費、印刷製本費、会場借料、自動車・資機材・施設等借上料、成果の発表に必要な経費、情報提供や普及啓発に必要な経費等

注：賃金の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の別添の 3 の直接作業時間数を把握するための書類整備についてに準じて事業従事者毎の業務日誌を整備すること。

別記様式第1号（別記4の第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害対策基盤支援事業の実施計画の（変更）承認申請について

平成〇〇年度において、鳥獣被害対策基盤支援事業（地域リーダー育成研修事業（集落）、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、利活用技術指導者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記4の第1の1（別記4の第1の2）の規定に基づき、関係書類を提出する。

（注） 関係書類として、別添の鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画）

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫交付金	事業実施主体	
	(例1) ①研修カリキュラム及び教材の作成 ②研修会の開催 ③実施体制の整備 ④被害防止対策手法に関する調査 ⑤全国検討会の開催 ⑥報告書等の作成・配布 (例2) ①全国的な検討体制の構築 ②検討会の開催 ③利活用推進に必要な取組 ア 捕獲段階 イ 処理加工段階 ウ 供給段階 エ 消費段階 ④利活用推進に向けた普及啓発 ⑤その他()	千円	千円	千円	
	計				

注：事業名の欄には、地域リーダー育成研修事業（集落）、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、利活用技術指導者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業のいずれかの事業名を記載する。

2 事業の目的

3-1 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業以外の事業）

（1）実施体制の整備

ア 委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

（注）委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 委員会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

（2）研修カリキュラムの概要

--

注1：研修カリキュラム（案）を添付すること。

2：地域リーダー育成研修事業（集落）、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業又は利活用技術指導者育成研修事業の場合に記載する。

（3）研修会の開催計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備考

注：地域リーダー育成研修事業（集落）、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業又は利活用技術指導者育成研修事業の場合に記載する。また、備考欄に周知方法を記載する。

(4) 被害防止対策手法に関する調査

調査・検証 時期	調査・検証 方法	調査・検証 対象	調査・検証の内容	備 考

注：対策手法確立・実証事業の場合に記載する。

(5) 報告書の作成・配布

報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	配布方法

注：地域リーダー育成研修事業（集落）の場合に記載する。

(6) 全国検討会（全国鳥獣被害対策サミット）の開催

内 容	開催場所	参加規模等

注1：検討会開催及び技術等の展示及び周知方法について具体的に記載する。

2：対策手法確立・実証事業の場合に記載する。

(7) 鳥獣利活用推進支援事業との連携内容

連携内容	備考

3-2 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業）

(1) 鳥獣利活用推進コンソーシアムの構成及び役割分担

コンソーシアム構築時期		
構成団体等	構成団体等が果たす役割	備考

注：事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

(2) 鳥獣利活用推進コンソーシアムによる検討会開催計画

開催予定時期	検討内容	備考

(3) 事業実施計画

① 利活用推進に必要な取組

取組内容	事業実施計画（具体的な調査・検証手段）	担当する構成団体等
捕獲段階		
① . . .		
② . . .		
③ . . .		
処理加工段		
① . . .		
② . . .		
③ . . .		
供給段階		
① . . .		
② . . .		
③ . . .		
消費段階		
① . . .		
② . . .		
③ . . .		
その他事業	目的を達成するために必要な取組	
① . . .		
② . . .		
③ . . .		

注：第2の1の（4）に定める事業内容を踏まえ、実施計画を具体的に記載する。

② 利活用推進に向けた普及啓発

普及啓発内容	普及啓発の対象及び具体的な方法	担当する構成団体等

注：第２の１の（４）に定める事業内容を踏まえ、実施計画を具体的に記載する。

（４）事業実施スケジュール

取組内容	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
①・・・												
②・・・												
③・・・												

注：取組内容は（３）事業実施計画の取組内容と整合をとる。

（５）その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：第２の１の（４）ア～ウのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、記載する。

（６）利活用技術指導者育成研修事業との連携内容

連携内容	備考

4 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		交付金 (A)	自己資金 (B)	
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 鳥獣被害対策基盤支援事業 ①地域リーダー育成研修事業(集落) ②鳥獣被害対策コーディネーター等 育成研修事業 ③対策手法確立調査・実証事業 ④利活用技術指導者育成研修事業 ⑤鳥獣利活用推進支援事業	円	円	円	
合 計				

5 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

6 収支予算（又は精算）

（１） 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 2 自 己 資 金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 鳥獣被害対策基盤支援事業 ①地域リーダー育成研修事業(集落) ②鳥獣被害対策コーディネーター等 育成研修事業 ③対策手法確立調査・実証事業 ④利活用技術指導者育成研修事業 ⑤鳥獣利活用推進支援事業	円	円	円	円	
合 計					

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

7 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記4の第5関係）

鳥獣被害対策基盤支援事業（〇〇〇事業）
事業実施状況報告書
（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記4の第5の規定により〇〇事業について別添のとおり報告する。

- （注）
- 1 〇〇事業については、地域リーダー育成研修事業（集落）、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、利活用技術指導者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業のいずれかの事業名を記載するものとする。
 - 2 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

(別記5)

ジビエ倍增モデル整備事業（生産性向上型）

第1 事業の目標等

1 事業の目標

(1) 事業の目標は、次に掲げるものとする。

ア 年間で概ね1,000頭以上のシカ及びイノシシの処理頭数を確保すること。

イ 経営収支の黒字化に向けて、現況（平成28年度）に比して倍增以上の所得を確保すること。

(2) 事業の目標年度

本事業の目標年度は、平成31年度とする。

2 事業実施主体

要綱別表5の事業実施主体の欄の「農村振興局長が別に定めるコンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）とは、捕獲・搬送から処理加工、流通販売までの者から構成される組織であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している組織とする。

3 コンソーシアムの要件

コンソーシアムが満たすべき要件は、次に掲げるものとする。

(1) コンソーシアムは、捕獲従事者、モデル地区内において拠点となる処理加工施設の運営者、当該施設が所在する都道府県及び市町村並びに民間事業者（食品関連事業者、流通販売事業者等）から構成されているものとし、その他本事業の実施に必要な者も加えることができるものとする。

(2) コンソーシアムが実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、コンソーシアムとしての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びにこれらの責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法並びにその責任者、内部監査の方法等を明確にした組織の運営に係る内容が記載された規約が定められていること。

(3) (2)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

4 費用対効果分析

要綱別表5の採択要件の欄の4の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

5 地域主体の鳥獣被害防止対策

処理加工施設が所在する又は処理加工施設の整備を予定している市町村は、被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、鳥獣被害防止特措法第4条に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」（平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知）に留意するものとする。

6 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、当該施設の立地場所の選定、デザイン及び塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表5関係）

（1）事業内容の欄の1の「拠点整備事業」の「処理加工施設等の整備」については、次に掲げる施設について整備を実施できるものとする。

ア 処理加工施設（移動式解体処理車を含む。）

イ 保冷施設

ウ 焼却施設（減容化のための施設を含む。）

エ アからウまでに掲げる施設のほか、ジビエ等の利用のために必要な施設

（2）事業内容の欄の2の「推進事業」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。

ア 推進体制の整備

ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの安定供給を実現するため、コンソーシアムによる検討会の開催により、事業の推進体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

（ア）事業の目標

（イ）事業実施計画の見直し

（ウ）関係機関の連携体制の構築

（エ）事業実施状況の把握及び事業成果の評価

（オ）その他必要な事項

イ ジビエのビジネスの展開に向けた地域の取組

（ア）捕獲・搬送・集荷・処理加工の技能向上

捕獲技術や処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとする。

（イ）流通・消費等との連携

流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等を実施できるものとする。

（ウ）ジビエ商品の開発、意向調査

地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等を実施できるものとする。

(エ) 販路開拓

ジビエの商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又はこれらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとする。

ウ ICTによる情報管理の効率化

ICTの活用により捕獲・搬送から処理加工、流通販売における情報管理を効率化し、生産性向上の実証を実施できるものとする。

2 補助対象経費

推進事業の補助対象となる経費は、本事業に直接要する別記5別表1に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託

事業実施主体は、要綱別表5の事業内容の欄の2の推進事業のうち、他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務については、推進事業の事業費の50%の範囲内において、その業務を委託することができるものとする。

4 留意事項

拠点整備事業にあつては、必要に応じて、コンソーシアムの構成員が実施できるものとする。

第3 交付率

要綱別表5の交付率の欄の拠点整備事業及び推進事業における農村振興局長が定める限度額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 拠点整備事業にあつては、事業実施主体当たりの限度額は1億円以内とする。

(2) 推進事業にあつては、事業実施主体当たりの限度額は2千万円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、第1の1の事業の目標を実現するための事業実施計画を別記5様式第1号別添により作成し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。ただし、事業実施計画の作成に当たっては、農村振興局長により選定されたマスタープランに基づくものとする。

(2) 要綱別記5の第1の1の「農村振興局長が別に定めるところにより」行うこととされている事業実施計画の承認の申請については、別記5様式第1号により行うものとする。なお、事業実施計画の作成に当たっては、別記5別表2に定める事項に留意するものとする。

2 事業実施計画等の承認

地方農政局長は、事業実施主体により提出された事業実施計画等について、要綱別表5の採択要件の欄に掲げる要件を総合的に評価し、適当であると認められるときは、承認するものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

要綱別記5の第1の3の「農村振興局長が別に定める重要な変更」は次に掲げるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業目標の変更

4 事業の着工

事業の着工（施設等の発注を含む。）又は着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着工（施設等の発注を含む。）又は着手を行う前にその旨を別記5様式第2号により、その理由を具体的に明記した交付決定前着工（着手）届を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

5 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、本事業により整備した施設等の管理運営を直接行い難しい場合、整備目的が確保される場合に限り、当該施設等の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（(2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあつては、当該団体）に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

6 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した施設等に、事業名を表示するものとする。

第5 事業実施状況の報告

要綱別記5の第5の1の「農村振興局長が別に定めるところにより」行う事業の実施状況の報告については、別記5様式第1号別添に準じて作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに、別記5様式第3号により行うものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価

要綱別記5の第6の1の(1)の評価の報告は、別記5様式第6号により作成し、目標年度の翌年度の9月末までに、別記5様式第4号により行うものとする。

2 改善計画

(1) 要綱別記5の第6の2の(1)の「目標の達成状況が低調である場合」とは、次に掲げる場合とする。

ア 年間処理頭数の目標達成率が70%未満であること。

イ コンソーシアムの構成員である処理加工施設の所得が現況より倍以上に増えていないこと。

(2) 要綱別記5の第6の2の(1)の改善計画の報告は、別記5様式第5号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱別記5の第6の1の事業評価及び報告を行うものとする。

第7 国の助成措置

国は、補助事業者に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額することができるものとする。

第8 収益納付

1 要綱別記5の第7の1の「別に定めるところにより」行う事業の実施に係る収支の状況の報告については、事業実施主体が事業実施期間中及び事業実施期間終了後の5年間について、各年度の終了した日から90日以内に、別記5様式第7号により作成し、地方農政局長に報告することとする。

2 要綱別記5の第7の2の「別に定めるところにより」行う交付された交付金の納付については、事業実施期間終了後の5年間において、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡、実施権の設定及びその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた交付金の額を限度として、その収益の全部又は一部を地方農政局長に納付するものとする。

別記 5 別表 1

推進事業の補助対象経費

区 分	内 容
設 備 備 品	設備、物品の購入等に要する経費
消 耗 品	原材料、薬品類、各種事務用品等の購入に要する経費
旅 費	会議等への出席、各種調査、外部専門家の招へい等に要する経費
謝 金	調査補助、専門的知識の提供、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費
賃 金	コンソーシアムの運営に関する資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために雇用した者等に対する実働に応じた対価
研 修 費	研修会の開催、研修会への参加等に要する経費
役 務 費	それだけでは事業の成果として成り立たない分析、試験等を行う経費
委 託 費	本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の者に委託するのに要する経費
そ の 他	資料購入費、通信運搬費、印刷製本費、会場借料、自動車・資機材・施設等借上料、手数料、印紙代、I C Tシステムの導入、成果の発表に必要な経費、情報提供や普及啓発に必要な経費等

注：賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。

注：設備、物品の借入（レンタル及びリース）に要する経費は交付の対象外とする。

別記 5 別表 2 事業実施計画作成に当たっての留意事項

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 施設等の規模、利用料金等について、コンソーシアムを構成する地区に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
6 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が1.0以上であること。なお、投資効率（費用対効果）の算定の単位について、原則として、コンソーシアムを構成する地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。
7 国庫補助金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
9 附帯施設について、不要なものがないこと。
10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
14 適正な収支計画となっていること（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること）。
15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
16 処理加工施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。
18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
19 用地が確保されていること、又は確保されることが確実に見込まれること。農地法

及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
20 施行方法の選択が適切にされていること。
21 入札の方法に関する知識を有していること。
22 地元関係者との合意形成が図られていること。
23 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別記5様式第1号（別記5の第4の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年度ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型）の事業実施計画の承認（変更）申請について

平成〇〇年度において、ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記5の第1の1（別記5の第1の3）の規定に基づき、関係書類を提出する。

（注）関係書類として、別添のジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型）事業実施計画及び被害防止計画等を添付すること。

【別記 5 様式第 1 号 別添】

ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型）
事業実施計画（又は実績）

事業実施年度
事業実施主体名
地区名

○ジビエ倍增モデル整備事業(生産性向上型) 事業実施計画(又は実績)

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分				備考
		国庫 交付金	都道 府県費	市町村費	その他	
1 拠点整備事業 (1) 処理加工施設等の整備 2 推進事業 (1) 推進体制の整備 (2) ジビエのビジネスの展開に向けた地域の取組 (3) ICTによる情報管理の効率化	千円	千円	千円	千円	千円	
計						

※ 負担区分その他の欄には、コンソーシアム又はコンソーシアム構成員(都道府県、市町村を除く。)の負担を記載する(以下同じ)。

2 事業の目的

--

3 事業の目標

区分	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成31年度)	目標値の考え方
年間処理頭数	頭	頭	
所得	円	円	

※ 目標値の考え方の欄には、目標設定(処理頭数及び所得倍増)の考え方及び実現性を具体的に記載する。

4 事業実施主体

(1) コンソーシアムの概要

名称	
事務局の名称・所在地	
代表者名	
担当者名	
連絡先 TEL FAX E-mail	

(2) コンソーシアムの構成員

構成員	所在地	担当者	連絡先 (TEL、FAX、E-mail)

※ コンソーシアムの規約、役員名簿、組織図等実施体制が分かる資料を添付すること。

5 ジビエ倍増モデル整備事業(生産性向上型)に関する事業構想

(1) モデル地区の事業構想

○地区の現状と課題 ○モデル地区の事業構想 ※ ジビエ利用に係る地区の現状と課題を踏まえ、モデル地区の整備及び推進方法、モデル地区の事業構想(捕獲・搬送・集荷・処理加工・流通・販売)について記載する。

(2)コンソーシアム構成員の役割

構成員	役割

※ 役割の欄には、コンソーシアム構成員の役割、拠点となる処理加工施設について具体的に記入する。

※ モデル地区構想やコンソーシアムの構成と役割を示した体制図を添付する。

(3)年間捕獲頭数(現況)

関係市町村	年間捕獲頭数 〔現況：平成28年度〕			備考
	シカ	イノシシ	計	
	頭	頭	頭	
計				

(4)年間処理頭数(現況、目標)

関係市町村	年間処理頭数 〔現況：平成28年度〕			年間処理頭数 〔目標：平成31年度〕			備考
	シカ	イノシシ	計	シカ	イノシシ	計	
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
計							

6 推進体制の整備

(1)検討会の開催

※ 事業の目標を実現するためコンソーシアムにおける検討会の開催について記載する。

(2) 事業内容

① 推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫 交付金	都道 府県費	市町村 費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

※ 事業内容の欄には、検討会の開催、研修の開催等の取組を記載する(以下同じ)。

※ 取組主体の欄には、コンソーシアム又はコンソーシアム構成員を記載する(以下同じ)。

※ 事業内容の概要の欄には、事業実施に係る経費の内訳(回数、人数、回数及び単価等)を記載する(以下同じ)。

7 ジビエのビジネスの展開に向けた地域の取組

7-1 捕獲・搬送・集荷計画

(1) 捕獲計画

※ ジビエ向けに鳥獣を捕獲する体制を強化するための取組計画(人材育成、捕獲技術向上等)、捕獲範囲を拡大(広域展開)するための取組計画について記載する。

(2) 搬送・集荷計画

※ 捕獲現場からの搬送・集荷の取組計画について記載する。

※ 搬入先の処理加工施設との連携(捕獲個体の買取、搬入時のルール等)に関する取組計画について記載する。

(3) 事業内容

① 拠点整備事業

事業内容	対象鳥獣	施設等の名称	工種・構造・面積等	能力・処理量	事業費	負担区分				完了予定年月日	備考
						国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
					円	円	円	円	円		
計											

※ 拠点整備事業を実施する場合には、移動式解体処理車等の活用に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

② 推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

※ 推進事業を実施する場合には、捕獲技術を向上させるために必要な研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知など捕獲・搬送・集荷の技能向上に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

7-2 処理加工計画

(1) 年間処理頭数(現況、目標)

施設名	年間処理頭数 〔現況：平成28年度〕			年間処理頭数 〔目標：平成31年度〕			備考
	一次加工 のみ	二次加工 まで	計	一次加工 のみ	二次加工 まで	計	
	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	
	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	
計	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	

※ 「一次加工のみ」とは枝肉加工までのことで、「二次加工まで」とは精肉又は部分肉までの加工のこととする。

※ 表中の上段には処理頭数を、下段には食肉重量(枝肉の場合は備考の欄に枝肉と記載)を記載する。

※ 備考の欄には、処理頭数の増加理由を記載する。

(2) 処理加工体制

※ 処理加工体制(処理加工施設の経営形態(公設民営等)、人材育成、技術向上等)に関する取組計画について記載する。

※ 処理加工担当者の作業能力(処理可能頭数/日×年間実働日数)について記載する。

(3) 衛生管理体制

※ 処理加工施設の衛生管理体制(衛生管理認証の取得等)に関する取組計画について記載する。

※ 既に衛生管理認証を取得している施設については、衛生管理の向上に関する取組計画を記載する。

(4) 在庫調整

※ 捕獲個体の在庫量の調整管理等に関する取組計画について記載する。

(5) 解体処理残渣の取扱

※ 解体処理残渣の取扱(ペットフード等への利用を含む。)に関する新たな取組計画について記載する。

(6) 事業内容

① 拠点整備事業

事業内容	対象鳥獣	施設等の名称	工種・構造・面積等	能力・処理量	事業費	負担区分				完了予定年月日	備考
						国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
					円	円	円	円	円		
計											

※ 拠点整備事業を実施する場合には、処理加工施設等の捕獲鳥獣を食肉等に利用するために必要な施設等の整備に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

② 推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概	事業費	負担区分				備考
				国庫	都道	市町村	その他	

		要		交付金	府県費	費		
			円	円	円	円	円	
計								

※ 推進事業を実施する場合には、処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるために必要な研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知など処理加工の体制整備に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

7-3 マーケティング計画

(1) 商品計画

※ 顧客の設定、ニーズの把握とそれに応じた商品開発、地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発及びジビエに関する意向調査等等に関する取組計画について記載する。

(2) 販売計画

※ 取扱商品に適した流通経路、部位別の価格設定、販売方法に関する取組計画について記載する。
 ※ 流通産業や外食産業、その他産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等に関する取組計画について記載する。

(3) 販路開拓計画

※ ジビエの商品の新たな販路を開拓するための商談会や試食会等の開催又は参加及び各種広報活動等に関する取組計画について記載する。

(4) 事業内容

① 推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫 交付金	都道 府県費	市町村 費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

※ 推進事業を実施する場合には、①ジビエ商品の開発、意向調査、②流通・消費等との連携、③販路開拓に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

7-4 その他計画

(1) 計画

※ その他、地域独自の取組計画があれば記載する。

(2) 事業内容

①推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫 交付金	都道 府県費	市町村 費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

8 ICTによる情報管理の効率化

(1) 計画

※ 捕獲から流通におけるICTの導入の取組計画について記載する。

(2) 事業内容

① 推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫 交付金	都道 府県費	市町村 費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

9 収支計画

区分	項目	現況 〔平成28年度〕	目標 〔平成31年度〕	増減理由
収入		千円	千円	
支出		千円	千円	
		千円	千円	
		千円	千円	
所得(収入－支出)		千円	千円	

-
- ※ コンソーシアム内の各処理加工施設について、収入の欄に施設の販売収入等を、支出の欄に所要経費を項目毎に集計し、記載するとともに、その算定根拠を添付する。
 - ※ 増減理由欄には現況－目標の増減に係る事項を記載する。

10 費用対効果分析

--

- ※ 拠点整備事業を実施する場合には、費用対効果分析の算定結果を記載する。
- ※ 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)」の「第4 投資効率等の算定」の表に従いとりまとめた結果とその算定根拠を添付する。

11 添付資料

規約、各種規程、名簿、推進体制図、費用対効果分析及び費用対効果分析の各種数値等の根拠資料、収支予算、委託契約案、施設図面や見取図、施設の概要が分かるもの、見積書、経費使用の根拠(謝金、旅費等の単価の根拠等)、事業実施計画に記載されている各種数値等の根拠、その他内容を補足する資料や確認できる資料を添付する。

別記5様式第2号（別記5の第4の4関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者
印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型））の交付決定前着工（着手）届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工（着手）することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着工（着手）予定年月日
- 4 竣工予定年月日
- 5 交付決定前着工（着手）を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着工・着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記 5 様式第 3 号（別記 5 の第 5 関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型））の
事業実施状況報告（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年 3 月31日付け19生産第9423号農林
水産事務次官依命通知）別記 5 の第 5 の規定により、別添のとおり報告する。

（注）事業実施主体の添付する別添にあつては、別記 5 様式第 1 号別添に準ずる
ものとする。

別記5様式第4号（別記5の第6の1関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ増産モデル整備事業（生産性向上型））の評価報告
（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記5の第6の1の（1）の規定により、別添のとおり報告する。

（注）事業実施主体の添付する別添にあつては、別記5様式第6号を添付する。

別記5様式第5号（別記5の第6の2関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型））に関する改善計画について

平成〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績

（下記の様式によりコンソーシアム内各施設の達成状況を作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）
（様式）事業実施計画の目標の達成状況

施設名	区分	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成31年度)	実績値 (平成31年度)	備考
	年間処理頭数	頭	頭	頭	
	所得	円	円	円	
	年間処理頭数	頭	頭	頭	
	所得	円	円	円	

(注)「現状値」、「目標値」は、事業実施計画と整合をとること。

4 改善計画

(要領に定める事業評価報告書の評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

別記5様式第6号（別記5の第6の1関係）

事業実施計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

2. 事業実施計画目標の達成状況

区分	現状値 (平成28年度) (A)	目標値 (平成31年度) (B)	実績値 (平成31年度) (C)	達成状況	備 考
年間処理頭数	頭	頭	頭		
所得	円	円	円		

3. 目標達成のために実施した各事業の内容と評価

区分	事業内容	取組主体	評 価
拠点整備事業			
推進事業			

4. 総合評価

(コメント)

- (注)：1 事業実施計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記5の第6の2に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
- 2 1の対象地域には、コンソーシアムを構成する都道府県、市町村を記入すること。
- 3 2の達成状況には、年間処理頭数については $C/B \times 100$ により達成率(%)を、所得については実績値が目標値を上回っている場合には○を記入すること。
- 4 3の評価には、事業の実施により発現した効果を幅広かつ定量的に記入すること。
- 5 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。

別記5様式第7号（別記5の第8の1関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型））の
収支状況報告（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記5の第7の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業成果の実用化等により得られた収益の累計額
- 2 事業成果の実用化等に係る費用の総額
- 3 交付金の確定額
- 4 前年度までの収益納付額
- 5 本年度の収益納付額

- (注) : 1 収益計算書等の収益や費用の発生状況を示す資料を添付することとする。
- 2 「本年度の収益納付額」については、「交付金の確定額」から「前年度までの収益納付額」を減じた額を上限とし、「事業成果の実用化等により得られた収益の累計額」から「事業成果の実用化等に係る費用の総額」と「前年度までの収益納付額」を減じた額とする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 平成29年度までに実施した事業に関して平成30年3月31日までに行われる別記3第2の2の（2）の確認等については、別記3第2の2の（2）の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この通知は、平成30年2月1日から施行する。